

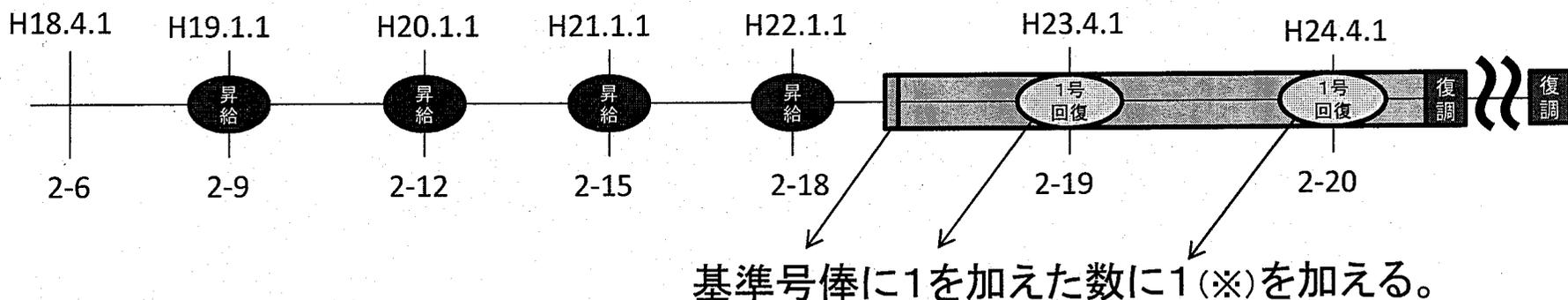
# 給実甲192号の改正概要(平成24年4月1日の号俸調整に伴う特例措置)①

## 【第1の第9項第1号】

給与改定特例法附則第8条第1項の規定により1号俸又は2号俸上位の号俸にされた職員(以下「調整対象職員」という。)の休職等の期間であって、その初日が平成24年3月31日までの間にある休職等の期間に係る平成24年4月1日以降の復職時調整の特例

→ 基準号俸の号数に1又は2を加える。(調整された1号俸分又は2号俸分を基準号俸に反映。)

## 【第9項第1号が適用されるケース(30歳以上36歳未満の職員)】



(※)上記の職員が30歳未満の場合にはH24.4.1に2号俸回復されることとなり、その場合には基準号俸に1を加えた数に2を加える。

○平成24年4月1日に回復された号俸数を基準号俸に加えて復職時調整を行う。

○ただし、平成23年4月1日にも号俸が回復されている場合には基準号俸に1を加えた数に平成24年4月1日に回復された号俸数を加えて復職時調整を行う。

2-18(基準号俸)+1号+1号 → 2-20を基準号俸として復職時調整を行う。

# 給実甲192号の改正概要(平成24年4月1日の号俸調整に伴う特例措置)② (1)

## 【第1の第9項第2号】

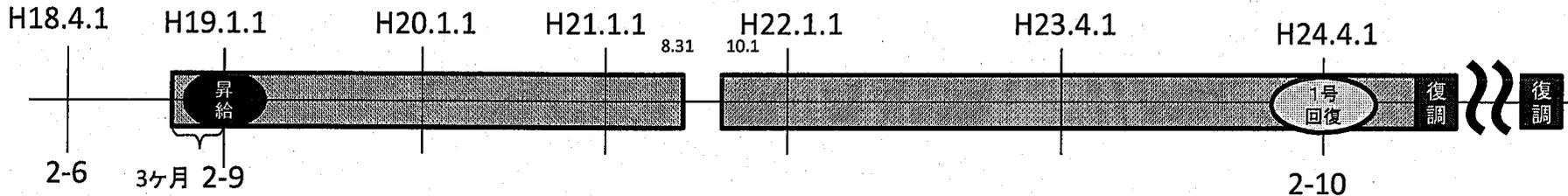
第1号の適用がある職員であって更に上位の号俸へ調整される余地のある調整対象職員(※1)及び給与改定特例法附則第8条第1項の調整と同様の効果を復職時調整においても反映すべき職員(※2)の休職等の期間に係る平成24年4月1日以降の復職時調整の特例

→ 平成18年4月1日から平成20年12月31日までの算定期間に係る調整数の合計数に1(30歳未満で2号俸上位とされるべき職員にあつては、2)を加える。

(※1)30歳未満の2号俸上位の号俸に調整されるべき職員であつて給与改定特例法第8条第1項により1号俸上位の号俸とされた職員(1号俸上位の号俸にされる余地が残っている職員)

(※2)給与改定特例法第8条第1項の規定は受けないが、復職時調整においては適用を受ける職員と同様に措置すべき職員(休職等により平成19年1月1日、平成20年月1日、平成21年1月1日のいずれも昇給しておらず、平成24年4月1日に休職中の職員)

## 【第9項第2号が適用されるケース(30歳未満の職員) 私傷病休職(換算率:1/3の場合)】



### (1) H23.4.1に回復すべき抑制効果の検証

第1の第8項第2号の規定に基づきH23.4.1に回復すべき抑制効果を検証(H21.1.1~H21.9.30の間の標準号俸数に1加えた結果と比較)すると1号の抑制が判明することから、H21.1.1~H21.9.30の間の標準号俸数は4で復職時調整を行う。

### (2) H24.4.1に回復すべき抑制効果の検証

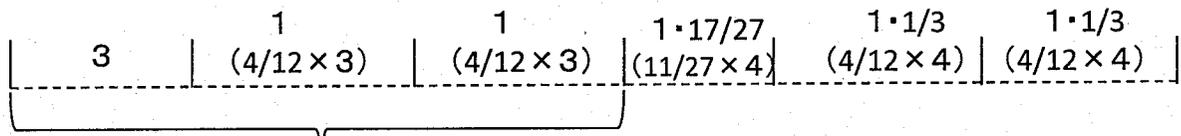
①(実際の復調)	1	1	1・2/9	1・1/3	1・1/3	➔	8・8/9 (調整数)	
	3	(4/12×3)	(4/12×3)	(11/27×3)	(4/12×4)			(4/12×4)
②(H18.4.1~H20.12.31の間に抑制がなかったとした場合の復調)	4	1・1/3	1・1/3	1・2/9	1・1/3	1・1/3	➔	10・5/9 (調整数)
		(4/12×4)	(4/12×4)	(11/27×3)	(4/12×4)	(4/12×4)		

給実甲192号の改正概要(平成24年4月1日の号俸調整に伴う特例措置)② (2)

①2-9(基準号俸)+8号=2-17 < ②2-9+10号=2-19

当該職員は30歳未満であり、①が②を2号俸以上下回っている(抑制効果が認められる)ことから、H18.4.1~H20.12.31の間の調整数の合計に2を加えることとなるが、既にH24.4.1に1号俸の回復を受けているため、残りの1号俸分(1)を調整数の合計数に加える。(H24.4.1の回復分は基準号俸に加えられる。<第9項第1号>)

(3) (1)及び(2)を踏まえて復職時調整を行う



6(調整数の合計数(5)+1) + 1.17/27 + 1.1/3 + 1.1/3 = 10.2/3  
(平成23年4月1日分)

2-9(基準号俸)+1号+10号=2-20  
(第9項第1号分)

➡ 2-20までの範囲で復職時に調整が可能となる。